

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

「消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定する件」
の制定等について

「消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定する件（平成17年消防庁告示第5号）が平成17年4月28日に公布されました。

今回の告示は、「難燃合板の日本農林規格」（昭和44年農林省告示第1869号）及び「防災合板の日本農林規格」（昭和47年農林省告示第1650号）の廃止（「普通合板の日本農林規格等を廃止する件」（平成15年農林水産省告示第232号））並びに「合板の日本農林規格」（平成15年農林水産省告示第233号）の制定に伴い、所要の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 指定表示を指定する件に関する事項

合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示について、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の4第8項に規定する指定表示に指定するとともに、消防法施行規則第4条の4第6項の指定表示を指定する件（昭和48年消防庁告示第12号）を廃止することとしたこと。

第2 施行期日等に関する事項

1 施行期日

公布の日（平成17年4月28日）から施行することとしたこと。

2 経過措置

普通合板の日本農林規格等を廃止する件の施行前に難燃合板及び防災合板の日本農林規格により格付けされた難燃合板及び防災合板に付される格付けの表示については、なお従前の例によるものとしたこと。